

# 大分県人権尊重施策基本方針

## 【資料編】

1	人権に関する国連の主要な取組	1
2	国の取組	3
	・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	3
	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	4
	・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に 関する法律	10
	・ 部落差別の解消の推進に関する法律	12
	・ 主な人権関連法令一覧	13
3	大分県の取組	17
	・ 大分県人権尊重社会づくり推進条例	17
	・ 大分県における人権関連条例等の一覧	19

資料1 【人権に関する国連の主要な取組】

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1945	国際連合発足 (56)		
1948	世界人権宣言		ジェノサイド防止条約
1949			人身売買禁止条約 (58)
1951			難民条約 (81)
1953			婦人参政権条約 (55)
			奴隷条約改正条約・議定書
1954			無国籍者地位条約
1956			奴隷慣行廃止補足条約
1957			既婚婦人国籍条約
1959	世界難民年 (~60)		
	児童の権利宣言		
1961			無国籍削減条約
1962			婚姻同意・年齢・登録条約
1965			人種差別撤廃条約 (95)
1966			国際人権規約A規約 (79)
			国際人権規約B規約 (79)
			国際人権規約B規約選択議定書 I
1967			難民条約議定書 (82)
1968	世界人権年		
	世界人権会議 (テヘラン)		戦争犯罪時効不適用条約
1971	人種差別と闘う国際年		
1973			アパルトヘイト禁止条約
1975	国際婦人年		
	世界女性会議 (メキシコ)		
1976		国連婦人の10年 (1976~1985)	
1979	国際児童年		女子差別撤廃条約 (85)
1980	世界女性会議 (コペンハーゲン)		
1981	国際障害者年		
1983		国連障害者の10年 (1983~1992)	
1984			残虐刑罰等禁止条約 (99)
1985	世界女性会議 (ナイロビ)		スポーツアパルトヘイト禁止条約
1986	国際平和年		
1987	国際居住年		
1989			児童の権利条約 (94)
			国際人権規約B規約選択議定書 II
1990	国際識字年		移住労働者等権利保護条約

西暦	国際年・会議・事項名	国際(国連)10年	条約名
1993	国際先住民年	アジア・太平洋障害者の10年(1993～2002)	
	世界人権会議(ウィーン)	第3次人種差別と闘う10年(1993～2002)	
1994	国際家族年		
1995	国際寛容年	世界先住民の国際10年(1995～2004)	
	世界女性会議(北京)	人権教育のための国連10年(1995～2004)	
1996	貧困根絶のための国際年	貧困撲滅のための国連10年(1997～2006)	
1999	国際高齢者年		女子差別撤廃条約選択議定書
2000			紛争時児童の権利選択議定書(04)
			児童売買等に関する児童の権利選択議定書(05)
2001	反人種主義差別撤廃世界会議		
2002			残虐刑罰等禁止条約選択議定書
2003		国連識字の10年(2003～2012)	
2005		国連持続可能な開発のための教育10年(2005～2014)	
2006			障害者権利条約(14)
			強制失踪条約(09)
2007	先住民族の権利に関する国連宣言		
2008		第2次国連貧困根絶のための10年(2008～2017)	
2009	国際和解年		
2010	文化の和解のための国際年		
	国際ユース年		
2011	アフリカ系の人々のための国際年		
2015		アフリカ系の人々のための国際の10年(2015～2024)	
2019	先住民言語の国際年		

注1.条約に係る西暦年は国際連合が採択した年である

注2.( )の数字は日本政府が加盟・批准した西暦年である

## 資料2 【国の取組】

### 《 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 》

平成12年12月6日公布・施行 法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(附 則)

略

## 《障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律》

平成25年6月26日公布・平成28年4月1日施行 法律第65号

目次

第一章

総則（第一条—第五条）

第二章

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章

行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）

第四章

障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章

雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章

罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

#### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）



第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

# 《本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律》

平成28年6月3日公布・施行 法律第68号

目次

前文

第一章

総則（第一条—第四条）

第二章

基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## 《部落差別の解消の推進に関する法律》

平成28年12月16日公布・施行 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

《 主な人権関連法令一覧 》

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
人権全般	日本国憲法	昭和 21 年 11 月 3 日	
	教育基本法	昭和 22 年 3 月 31 日	平成 18 年全部改正
	人身保護法	昭和 23 年 7 月 30 日	
	人権擁護委員法	昭和 24 年 5 月 31 日	
	人権擁護施策推進法	平成 8 年 12 月 26 日	平成 14 年 3 月失効
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日	
部落差別問題	同和对策事業特別措置法	昭和 44 年 7 月 10 日	失効
	地域改善対策特別措置法	昭和 57 年 3 月 31 日	失効
	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和 62 年 3 月 31 日	平成 14 年 3 月末失効
	部落差別の解消の推進に関する法律	平成 28 年 12 月 16 日	(部落差別解消推進法)
女性	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和 39 年 7 月 1 日	
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 47 年 7 月 1 日	(男女雇用機会均等法)
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 3 年 5 月 15 日	(育児介護休業法)
	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月 23 日	
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日	(ストーカー規制法)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 年 4 月 13 日	(DV 防止法)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27 年 9 月 4 日	(女性活躍推進法)
子ども	学校教育法	昭和 22 年 3 月 31 日	
	児童福祉法	昭和 22 年 12 月 12 日	
	少年法	昭和 23 年 7 月 15 日	
	社会教育法	昭和 24 年 6 月 10 日	
	勤労青少年福祉法	昭和 45 年 5 月 25 日	
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成 11 年 5 月 26 日	(児童ポルノ禁止法)
	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日	
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成 15 年 6 月 13 日	(出会い系サイト規制法)
	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(教科書バリアフリー法)
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(青少年インターネット環境整備法)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 25 年 6 月 26 日	(子どもの貧困対策法)
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年 6 月 28 日	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
高齢者	老人福祉法	昭和 38 年 7 月 11 日	
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和 46 年 5 月 25 日	
	高齢社会対策基本法	平成 7 年 11 月 15 日	
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年 4 月 6 日	
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 17 年 11 月 9 日	(高齢者虐待防止法)
障害者 高齢者	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 年 6 月 21 日	(バリアフリー新法)
障がい者	身体障害者福祉法	昭和 24 年 12 月 26 日	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 年 5 月 1 日	
	知的障害者福祉法	昭和 35 年 3 月 31 日	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 年 7 月 25 日	
	障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日	
	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送 身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	平成 5 年 5 月 26 日	
	身体障害者補助犬法	平成 14 年 5 月 29 日	
	発達障害者支援法	平成 16 年 12 月 10 日	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 24 年 6 月 27 日	(障害者総合支援法) (旧)障害者自立支援法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成 25 年 6 月 26 日	(障害者差別解消法)
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年 6 月 13 日		
外国人	出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年 10 月 4 日	
	外国人登録法	昭和 27 年 4 月 28 日	
	国際受刑者移送法	平成 14 年 6 月 12 日	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成 28 年 6 月 3 日	(ヘイトスピーチ解消法)
医療等	公害健康被害の補償等に関する法律	昭和 48 年 10 月 5 日	
	らい予防法の廃止に関する法律	平成 8 年 3 月 31 日	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成 10 年 10 月 2 日	(感染症法)
	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成 13 年 6 月 22 日	(ハンセン病補償法)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(ハンセン病問題基本法)
	旧優生保護法による優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	平成 31 年 4 月 24 日	
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律	令和元年 11 月 22 日	

分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
少 性 数 者 的	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 年 7 月 16 日	
そ の 他	生活保護法	昭和 25 年 5 月 4 日	
	行政不服審査法	昭和 37 年 9 月 15 日	
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和 41 年 7 月 21 日	令和元年改正 パワーハラスメントの防止対策法制化
	消費者基本法	昭和 43 年 5 月 30 日	
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和 56 年 1 月 1 日	(犯罪被害者給付金支給法)
	行政手続法	平成 5 年 11 月 12 日	
	中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	平成 6 年 4 月 6 日	(中国残留法人等支援法)
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成 9 年 5 月 14 日	(アイヌ文化振興法)
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	平成 11 年 8 月 18 日	
	消費者契約法	平成 12 年 5 月 12 日	
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成 12 年 5 月 19 日	(犯罪被害者保護法)
	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日	
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成 14 年 5 月 27 日	(プロバイダ責任制限法)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14 年 8 月 7 日	
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 14 年 12 月 11 日	(拉致被害者支援法)
	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日	
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日	
	少子化社会対策基本法	平成 15 年 7 月 30 日	
	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	平成 16 年 5 月 28 日	
	公益通報者保護法	平成 16 年 6 月 18 日	
犯罪被害者等基本法	平成 16 年 12 月 8 日		
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成 17 年 5 月 25 日		
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 年 6 月 23 日	(北朝鮮人権侵害対処法)	
更生保護法	平成 19 年 6 月 15 日	(旧)犯罪者予防更生法	



分野	法令の名称	公布日	備考 ※( )は通称・略称
その他	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成19年7月6日	(住宅セーフティネット法)
	生活困窮者自立支援法	平成25年12月13日	
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元年5月22日	

### 資料3 【大分県の取組】

#### 《 大分県人権尊重社会づくり推進条例 》

平成20(2008)年12月19日公布(大分県条例第49号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 人権尊重施策の実施(第七条—第十二条)

第三章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会(第十三条・第十四条)

第四章 雑則(第十五条)

附則

人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策(以下「人権尊重施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

##### (県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民(県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。)、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

##### (事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

##### (市町村との協働)

第六条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

#### 第二章 人権尊重施策の実施

##### (人権尊重施策基本方針)

第七条 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針
  - 二 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針
  - 三 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針
  - 四 前三号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。

(差別をなくす運動月間及び人権週間)

第八条 差別の解消の取組を進めるために差別をなくす運動月間を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。

2 差別をなくす運動月間は八月一日から同月三十一日までとし、人権週間は十二月四日から同月十日までとする。

3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

(顕彰)

第九条 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。

2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(事業者を支援する施策)

第十条 知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

(調査研究)

第十一条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告等)

第十二条 知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第三章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会

(大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

第十三条 次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 第七条第一項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。

二 第九条第二項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

(組織及び任期)

第十四条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### 第四章 雑則

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている大分県人権施策基本計画は、第七条第一項の規定により策定された人権尊重施策基本方針とみなす。

3 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第十四条第二項の規定にかかわらず、平成二十二年九月十日までとする。

《 大分県における人権関連条例等の一覧 》

分野	条例等の名称	公布日	備考
人全 権般	大分県人権尊重社会づくり推進条例	平成 20 年 12 月 19 日	
	大分県人権尊重社会づくり推進条例施行規則	平成 21 年 3 月 31 日	
女 性	大分県男女共同参画推進条例	平成 14 年 3 月 29 日	
	大分県男女共同参画推進条例施行規則	平成 14 年 5 月 31 日	
子 ど も	青少年の健全な育成に関する条例	昭和 41 年 4 月 15 日	
	青少年の健全な育成に関する条例施行規則	昭和 41 年 6 月 3 日	
障 害 者 高 齢 者	大分県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月 15 日	
	大分県福祉のまちづくり条例施行規則	平成 7 年 6 月 30 日	
	大分県障害者施策推進協議会条例	昭和 48 年 3 月 31 日	
	大分県精神保健福祉審議会条例	昭和 40 年 10 月 19 日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	平成 28 年 3 月 30 日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則	平成 28 年 3 月 30 日	
そ の 他	大分県情報公開条例	平成 12 年 12 月 22 日	
	知事が管理する公文書の公開等に関する規則	平成 13 年 3 月 30 日	※
	大分県個人情報保護条例	平成 13 年 12 月 25 日	
	大分県個人情報保護審議会規則	平成 14 年 2 月 19 日	
	知事が保有する個人情報の保護等に関する規則	平成 14 年 5 月 31 日	※
	大分県安全・安心まちづくり条例	平成 16 年 3 月 31 日	
	大分県犯罪被害者等支援条例	平成 29 年 12 月 22 日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和 53 年 12 月 23 日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則	昭和 54 年 4 月 1 日	
大分県行政手続条例	平成 7 年 9 月 29 日		

※印＝同様の規則を任命権者ごとに制定